

集落営農総合対策事業

1 趣 旨

集落営農組織は地域農業の維持発展に貢献してきたものの、高齢化や後継者不足など取り巻く環境は厳しさを増している。そこで、後継者の確保から経営の多角化や規模拡大など経営の発展段階に応じて支援することにより、女性や高齢者など多様な担い手の力が発揮できるよう、持続可能な組織の育成を図る。

2 事業内容

①集落営農後継者育成事業【新規】

□事業概要：集落営農組織の将来的な担い手を育成するためのオペレーター技術等研修を支援

□事業主体：集落営農組織

□事業内容：(1)技術指導者設置

オペレーター技術研修 【補助率】定額(上限150千円[50千円/月])

園芸品目等技術研修 【補助率】定額(上限300千円[50千円/月])

(2)研修用機械・施設借上(集落営農組織が未所有のものに限る)

機械の賃借 【補助率】1/2(上限120千円)

施設の賃借 【補助率】1/2(上限300千円)

□事業要件：研修終了後、集落営農組織でオペレーター等に従事すること

□実施期間：2箇年度以内

②集落営農ビジネス支援事業【新規】

□事業概要：地域資源を活かし、女性や高齢者など集落営農組織の多様な担い手が活躍できる経営の多角化(農家レストラン、直売所、加工所等)の取組を支援

□事業主体：集落営農組織等

□事業内容：(1)加工・販売型

①推進事業 商品開発、販路開拓等 【補助率】1/2(上限500千円)

②整備事業 加工・販売機械・施設、食材提供機械・施設等 【補助率】1/2(上限10,000千円)

(2)生産・加工・販売型

①推進事業 商品開発、販路開拓等 【補助率】1/2(上限500千円)

②整備事業 加工・販売機械・施設、食材提供機械・施設等 【補助率】1/2(上限10,000千円)

③整備事業 農業用機械、施設等整備 【補助率】1/2(上限3,000千円)

(ただし、③については加工・販売を計画している農産物生産に必要なものとする)

□事業要件：(1)加工・販売型

・京力農場プランを1箇年度以内に作成又は見直し

・売上高10%以上増加又は1名以上の雇用確保

・①の推進事業を必須

(2)生産・加工・販売型

・京力農場プランを1箇年度以内に作成又は見直し

・農産物生産を10a以上拡大及び売上高10%以上増加又は1名以上の雇用確保

・①の推進事業を必須

□実施期間：(1)加工・販売型 2箇年度以内

(2)生産・加工・販売型 3箇年度以内

③集落営農発展型農場づくり事業【組替】

□事業概要：京力農場プランに基づき、担い手が不足する集落を牽引することのできる地域の核となる集落営農組織の経営力強化を支援

□事業主体：集落営農組織(実施期間中に法人化(農地所有資格法人))

□事業内容：(1)農地集積型

①推進事業 商品開発、販路開拓等 【補助率】 1/2(上限500千円)

②整備事業 農業用機械・施設等 【補助率】 5/10~55/10(上限10,000千円)

(2)京野菜生産拡大型

①推進事業 商品開発、販路開拓等 【補助率】 1/2(上限500千円)

②整備事業 農業用機械、施設等 【補助率】 4/10~45/10(上限10,000千円)

□事業要件：(1)農地集積型

- ・京力農場プランを1箇年度以内に作成又は見直し
- ・3箇年度以内に高収益型作物の生産及び新たに加工又は販売を行うこと
- ・3箇年度以内に農地面積5ha以上を新たに集積。ただし、過半は担い手不足集落から集積

(2)京野菜生産拡大型

- ・京力農場プランを1箇年度以内に作成又は見直し
- ・3箇年度以内に高収益型作物の生産及び新たに加工又は販売を行うこと
- ・3箇年度以内に京野菜を30a以上拡大、生産と出荷調整の分業化を行うこと

□実施期間：(1)農地集積型 1箇年度以内

(2)京野菜生産拡大型 1箇年度以内

④集落・企業連携強化事業【拡充】

□事業概要：集落営農組織又は企業等との連携により、互いの持つ資源を活用し、コスト削減や規模拡大など経営力向上につながる取組を支援

□事業主体：集落営農組織等の連携体、集落営農組織と企業等の連携体

□事業内容：(1)集落連携型

- ・農業用機械・施設整備、加工・販売機械・施設、食材提供機械・施設等 【補助率】 1/2(上限10,000千円)

(2)企業連携型

- ・企業等からの人材派遣支援 【補助率】 1/2(上限3,000千円[4千円/時間、24千円/日])

□事業要件：(1)集落連携型

- ・京力農場プランを1箇年度以内に作成又は見直し
- ・経理を一元化すること
- ・3箇年度以内に農産物の経営面積を10%以上拡大又は売上高10%以上増加

(2)企業連携型

- ・企業が集落営農組織と契約栽培や農産物の買取を実施

□実施期間：(1)集落連携型 2箇年度以内

(2)企業連携型 2箇年度以内

3 予算額

70,000千円(国庫33,500千円、一財36,500千円)

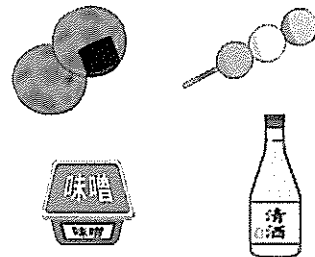
集落営農総合対策事業

集落営農組織：府内に所在する集落を単位として、複数の世帯を構成員とし、集落の合意の上で設立された組織であり、生産工程の全部又は一部について共同で営農に取り組む組織

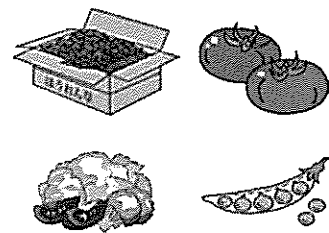
- ① 未来の後継者を育成したい！



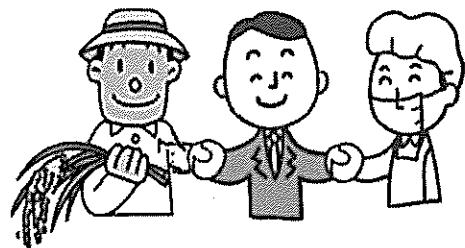
- ② 新商品開発や販路開拓に取り組みたい！



- ③ 機械やハウスを導入して、規模拡大したい！



- ④ 他集落や企業と連携して、経営力の向上を目指したい！



① 集落営農後継者育成事業

□ 集落営農組織への参画希望者に対し、実践的な研修を実施し、集落営農組織の担い手として育成するための取組を支援します。

事業実施主体 集落営農組織

実施要件 次の①から③までをすべて満たすこと

- ① 組織が所有、賃借又は作業受託する農地及び施設で実施
- ② 研修者は、事業開始時に60歳未満であり、研修終了後、組織にオペレーターや経営者等として参画
- ③ 技術指導者は、週2回又は3回で1回につき半日程度、研修者を指導するものとし、研修の概要を指導日誌に記入

※上限2名で各研修1名

補助対象経費 技術指導者に対する謝金【補助率:定額】

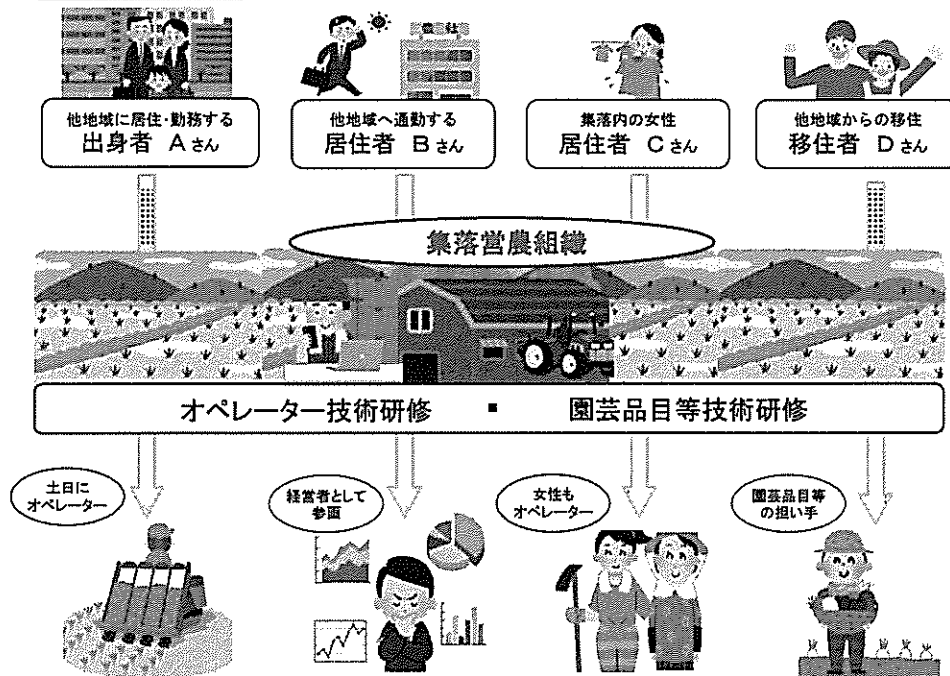
- (1) オペレーター技術研修 上限150千円/年
- (2) 園芸品目等技術研修 上限300千円/年

研修用機械・施設の賃借料 【補助率:1/2以内】

- (1) 機械の賃借料 上限120千円/年 ※組織等が所有していないものに限る。
- (2) 施設の賃借料 上限300千円/年

補助期間 2箇年度以内

<イメージ図>



② 集落営農ビジネス支援事業 □加工・販売型 □生産・加工・販売型

□ 女性や高齢者など集落営農組織等の多様な担い手が活躍するための経営の多角化の取組を支援します。

事業実施主体	集落営農組織又は集落の農産物の加工販売等に取り組む農業者グループ
実施要件	次の①から③までをすべて満たすこと ① 前年度から事業開始時まで京力農場プランを作成又は見直す ② 3年以内に、売上高10%以上増又は1名以上の常時雇用 さらに生産・加工・販売型は3年以内に、農産物の生産面積を10a以上拡大 ③ 推進事業に取り組むこと
補助対象経費	推進事業【必須】【補助率:1/2以内(上限 500千円)】 新商品開発経費、販路開拓経費、ICT技術導入経費など 整備事業 【補助率:1/2以内】 加工・販売機械・施設、食材提供機械・施設 上限10,000千円 農産物生産用機械・施設 上限 3,000千円
補助期間	加工・生産型 2箇年度以内 生産・加工・販売型 3箇年度以内

※加工又は販売を計画する農産物の生産に必要な機械・施設に限る。

<イメージ図>

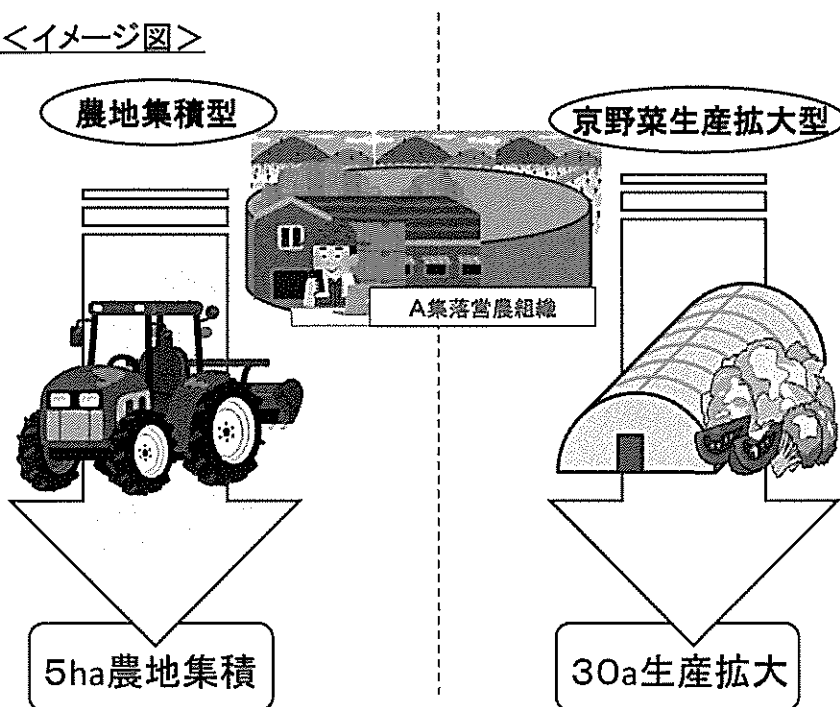


③ 集落営農発展型農場づくり事業 農地集積型 京野菜生産拡大型

担い手が不足する集落を牽引する地域の核となる集落営農組織の経営力強化の取組を支援します。

事業実施主体	集落営農組織であり、農地所有適格法人又は事業実施期間中に農地所有適格法人となることが確実と見込まれる者
実施要件	次の①から③までをすべて満たすこと ①前年度から事業開始時まで京力農場プランを作成又は見直す ②経営の多角化(3年以内) <農地集積型> ③農地中間管理事業の活用又は農作業受託を行い、新たに5ha以上の農地を集積(3年以内) ※過半は担い手不足集落から集積 <京野菜生産拡大型> ③京野菜の生産面積を新たに30a以上拡大(3年以内)
補助対象経費	推進事業【補助率:1/2以内(上限 500千円)】 新商品開発経費、販路開拓経費、ICT技術導入経費など 整備事業【補助率:1/2以内又は4/10以内】 農産物生産用機械・施設など 上限10,000千円 ※拡大面積の過半を農地中間管理事業を活用した場合、補助率0.5/10上乘せ
補助期間	1箇年度以内

<イメージ図>



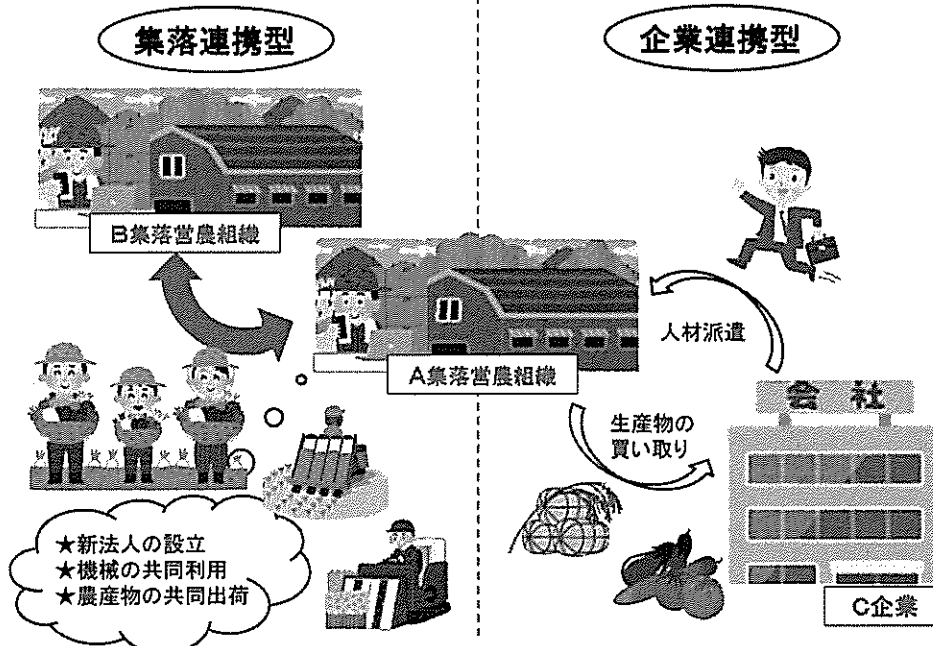
④ 集落・企業連携強化事業 集落連携型 企業連携型

集落営農組織間又は企業等との連携により互いの経営資源を活用し、コスト削減や規模拡大など経営力を強化する取組を支援します。

事業実施主体	・複数の集落営農組織の連携体又は複数の組織で設立された法人 ・集落営農組織と企業等の連携体
実施要件	<p><集落連携型> 次の①から④まですべて満たすこと。</p> <p>① 前年度から事業開始時までに関力農場プランを作成又は見直す</p> <p>② 組織の目的や代表者等を定めた規約を作成</p> <p>③ 本事業の実施に係る経理を一元化</p> <p>④ 生産面積10%以上拡大又は売上高10%以上増(3年以内)</p> <p><企業連携型> 次の①又は②の取組を計画すること。</p> <p>① 集落営農組織が連携する企業等と契約栽培</p> <p>② 連携する企業等が集落営農組織の農産物を買取り、販売</p>
補助対象経費	<p>整備事業(集落連携型)【補助率:1/2以内(上限10,000千円)】 農産物生産用機械・施設など</p> <p>推進事業(企業連携型)【補助率:1/2以内(上限 3,000千円)】 人材派遣費、旅費</p>
補助期間	2箇年度以内

※人材派遣費については、4千円/時間とし、24千円/日を上限とする。

<イメージ図>



集落営農総合対策事業実施要領

平成29年5月31日9経第405号農林水産部長通知

第1 趣旨

集落営農総合対策事業（以下「本事業」という。）の実施については、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及び農業振興事業費補助金交付要綱（昭和35年京都府告示第928号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 定義

この要領において「集落営農組織」とは、府内に所在する集落を単位として、複数の世帯を構成員とし、集落の合意の上で設立された組織であり、生産工程の全部又は一部について共同で営農に取り組む組織をいう。

第3 事業の内容

本事業は、次に掲げる事業種目で構成し、それぞれの事業実施主体、事業内容、実施要件、補助対象経費、補助率、補助限度額及び補助期間については、別表1から4に掲げる内容とする。

- (1) 集落営農後継者育成事業
- (2) 集落営農ビジネス支援事業
- (3) 集落営農発展型農場づくり事業
- (4) 集落・企業連携強化事業(集落連携型、企業連携型)

第4 事業の実施等

実施手続その他本事業の実施に関し必要な事項については、別記1に定めるところによる。

ただし、第3の(4)集落・企業連携強化事業においては、別記2に定めるところによる。

第5 助成

知事は、本事業の実施に要する経費について、予算の範囲内で助成するものとする。

第6 推進及び指導体制

府は、本事業の円滑な推進を図るため、公益社団法人京都府農業総合支援センター及び一般社団法人京都府農業会議と連携し、本事業の実施に必要な指導、普及啓発等を行うものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成29年度分の補助金から適用する。
- 2 平成28年度までに集落営農発展型農場づくり事業実施要領（平成24年4月2日付け4農産第201号）第3の3の事業実施計画の承認を受けた事業実施主体については、この要領別記1第1の2の事業実施計画の承認を受けたものとみなす。
- 3 平成28年度に京の集落営農改革事業実施要領（平成28年6月7日付け8経第467号）第3の2の事業実施計画の承認を受けた事業実施主体については、この要領別記2第1の2の事業実施計画の承認を受けたものとみなす。

別表 1 (第 3 関係)

事業種目	集落営農後継者育成事業
事業実施主体	集落営農組織
事業内容	<p>集落営農組織への参画希望者（早期退職等により帰農しようとする者、オペレーターとして参画しようとする者、兼業農家を含む。）に対し、実践的な研修を実施し、集落営農組織の担い手として育成するための次の取組を支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 オペレーター技術研修 集落営農組織に水稻、麦、大豆等の土地利用型作物のオペレーターとして参画する人材を育成するために必要な農業機械の操作・農作業技術等の研修。 2 園芸品目等技術研修 集落営農組織に園芸品目等の担い手として参画する人材を育成するために必要な品目の栽培管理、収穫・調製、出荷・販売、経営管理等の研修。
実施要件	<p>次の 1 から 3 までをすべて満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 集落営農組織が所有、賃借又は作業受託する農地及び施設において研修を実施すること。 2 研修を受ける者（以下「研修者」という。）は、事業開始時に 60 歳未満であり、研修終了後、集落営農組織にオペレーターや経営者等として参画すること。 3 研修を実施する者（以下「技術指導者」という。）は、週 2 回又は 3 回で 1 回につき半日程度、研修者を指導するものとし、研修の概要を指導日誌（別紙様式）に記入すること。なお、技術指導者は 2 名を上限とし、2 名を配置する場合はオペレーター技術研修、園芸品目等技術研修各 1 名とすること。
補助対象経費	<ol style="list-style-type: none"> 1 技術指導者に対する謝金 2 研修用機械・施設の賃借料 ただし、技術指導者、集落営農組織の構成員及び集落営農組織が所有しないものに限る。
補助率	<ol style="list-style-type: none"> 1 技術指導者に対する謝金 定額 2 研修用機械・施設の賃借料 補助対象経費の 1 / 2 以内
補助限度額	<ol style="list-style-type: none"> 1 技術指導者に対する謝金 <ol style="list-style-type: none"> (1) オペレーター技術研修 150 千円 / 年 ただし、50 千円 / 月を上限とする。 (2) 園芸品目等技術研修 300 千円 / 年 ただし、50 千円 / 月を上限とする。 2 研修用機械・施設の賃借料 <ol style="list-style-type: none"> (1) 機械の賃借料 120 千円 / 年 (2) 施設の賃借料 300 千円 / 年
補助期間	2 箇年度以内

別表 2 (第 3 関係)

事業種目	集落営農ビジネス支援事業	
	加工・販売型	生産・加工・販売型
事業実施主体	集落営農組織又は集落の農産物の加工販売等に取り組む農業者グループ（以下「集落営農組織等」という。）	
事業内容	女性や高齢者など集落営農組織等の多様な担い手が活躍するための経営の多角化の取組を支援する。	
実施要件	<p>次の 1 から 3 までをすべて満たすこと。</p> <p>1 事業着手前の 1 箇年度以内に、事業実施主体の所在地及び活動集落（地域）において「京力農場プラン」を作成又は見直しすること。</p> <p>2 事業完了年度から起算して 3 箇年度以内に、計画策定時より売上高の 10% 以上増又は 1 名以上の常時雇用を創出すること。 ただし、生産・加工・販売型については、事業完了年度から起算して 3 箇年度以内に、計画策定時より加工又は販売を計画する農産物の生産面積を 10a 以上拡大すること。</p> <p>3 推進事業の実施を必須とすること。</p>	
補助対象経費	<p>■推進事業（必須）</p> <p>1 新商品開発経費 材料費、試作開発に係る機械装置、工具器具の借用に係る経費、外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費等</p> <p>2 販路開拓経費 広告宣伝費、ホームページ作成費、展示会等の出展料、研修の実施に要する経費等</p> <p>3 ICT技術導入経費 システム導入費用、端末導入費用（ただし、借用に限る。）、研修の実施に要する経費等</p> <p>4 その他事業実施に必要不可欠な経費で上記に準じるもの</p>	
	<p>■整備事業 次の機械・施設の整備に要する経費</p> <p>1 農産物集出荷機械・施設</p> <p>2 農産物処理加工機械・施設</p> <p>3 農産物販売及び食材提供用機械・施設</p> <p>4 その他事業実施に必要不可欠な機械・施設</p>	<p>■整備事業 次の機械・施設の整備に要する経費</p> <p>1 農産物生産用機械・施設</p> <p>2 乾燥調製貯蔵用機械・施設</p> <p>3 農産物集出荷機械・施設</p> <p>4 農産物処理加工機械・施設</p> <p>5 農産物販売及び食材提供用機械・施設</p> <p>6 その他事業実施に必要不可欠な機械・施設</p> <p>※ ただし、1、2については、加工又は販売を計画する農産物の生産に要する機械・施設とする。</p>
補助率	補助対象経費の 1 / 2 以内	補助対象経費の 1 / 2 以内
補助限度額	<p>推進事業 500 千円</p> <p>整備事業 10,000 千円</p>	<p>推進事業 500 千円</p> <p>整備事業（1～2） 3,000 千円</p> <p>整備事業（3～5） 10,000 千円</p> <p>整備事業（6） 知事が必要と認める額</p>
補助期間	2 箇年度以内	3 箇年度以内

別表 3 (第 3 関係)

事業種目	集落営農発展型農場づくり事業	
	農地集積型	京野菜生産拡大型
事業実施主体	集落営農組織であり、農地所有適格法人又は事業実施期間中に農地所有適格法人となることが確実と見込まれる者	
事業内容	担い手が不足する集落を牽引することのできる地域の核となる集落営農組織の経営力強化（機械・施設整備等）の取組を支援する。	
実施要件	次の 1 から 3 までをすべて満たすこと。 1 事業着手前の 1 箇年度以内に、事業実施主体の所在地及び活動集落（地域）において「京力農場プラン」を作成又は見直しすること。 2 事業完了年度から起算して 3 箇年度以内に、特別栽培米や京野菜など高収益型作物の生産及び新たに加工又は販売を行い、経営の多角化を推進すること。	
	3 事業完了年度から起算して 3 箇年度以内に、農地中間管理事業の活用又は農作業受託を行うことで計画策定時より新たに 5 ha 以上の農地を集積すること。ただし、集積面積のうち過半は中核的な担い手が不足する集落から集積すること。	3 事業完了年度から起算して 3 箇年度以内に、京野菜の生産面積を計画策定時より新たに 30a 以上拡大すること。
補助対象経費	■ 推進事業 1 新商品開発経費 材料費、試作開発に係る機械装置、工具器具の借用に係る経費、外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費等 2 販路開拓経費 広告宣伝費、ホームページ作成費、展示会等出展料、研修の実施に要する経費等 3 ICT技術導入経費 システム導入費用、端末導入費用（ただし、借用に限る。）、研修に要する経費等 4 その他事業実施に必要な不可欠な経費で上記に準じるもの ■ 整備事業 次の機械・施設の整備に要する経費 1 農産物生産用機械・施設 2 乾燥調製貯蔵用機械・施設 3 その他事業実施に必要な不可欠な機械・施設	
補助率	補助対象経費の 1 / 2 以内 ただし、集積面積のうち、過半を農地中間管理事業を活用して農地を集積する場合、補助対象経費の 5.5 / 10 以内	補助対象経費の 4 / 10 以内 ただし、新たな生産面積のうち、過半を農地中間管理事業を活用して面積拡大をする場合、補助対象経費の 4.5 / 10 以内
補助限度額	推進事業 500 千円 整備事業 10,000 千円	推進事業 500 千円 整備事業 10,000 千円
補助期間	1 箇年度以内	1 箇年度以内

別表4 (第3関係)

事業種目	集落・企業連携強化事業	
	集落連携型	企業連携型
事業実施主体	府内に所在する複数の集落営農組織の連携体（複数の集落営農組織で設立された法人を含む。）	集落営農組織と府内産農産物の生産、加工、販売、流通等に取り組む企業等との連携体
事業内容	集落営農組織間又は企業等との連携により互いの経営資源を活用し、コスト削減や規模拡大など経営力を強化（機械・施設整備等）する取組を支援する。	
実施要件	<p>次の1から4までをすべて満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業着手前の1箇年度以内に、事業実施主体の所在地及び活動集落（地域）において「京力農場プラン」を作成又は見直しすること。 2 事業実施主体の構成員が同意の上、組織の目的や代表者等を定めた規約を作成すること。 3 事業実施主体において本事業の実施に係る経理を一元化すること。 4 事業完了年度から起算して3箇年度以内に、計画策定時より生産面積を10%以上拡大又は売上高の10%以上増を達成すること。 	<p>次の1又は2の取組を計画すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 集落営農組織が連携する企業等と契約栽培を行うこと。 2 連携する企業等が集落営農組織の生産する農産物の買取り、販売を行うこと。
補助対象経費	<p>次の機械・施設の整備に要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農産物生産用機械・施設 2 乾燥調製貯蔵用機械・施設 3 農産物集出荷機械・施設 4 農産物処理加工機械・施設 5 農産物販売及び食材提供用機械・施設 6 その他事業実施に必要不可欠な機械・施設 	<ol style="list-style-type: none"> 1 人材派遣費 連携する企業等が集落営農組織に派遣する従業員（以下「派遣従業員」という。）の次の活動に要する経費 (1) 経営計画・販売計画策定 (2) 作付指導 (3) 販売研修 (4) その他販路開拓や担い手確保に向けた取組及び関係機関との調整等 2 旅費 派遣従業員の旅費 3 その他 その他事業実施に必要不可欠な経費
補助率	補助対象経費の1/2以内	補助対象経費の1/2以内
補助限度額	10,000千円	3,000千円 ただし、人材派遣費については、4千円/時間とし、24千円/日を上限とする。
補助期間	2箇年度以内	2箇年度以内

別記 1

第 1 事業の実施

1 事業実施計画の申請等

(1) 事業実施主体は、事業実施計画（別記第 1 号様式）を作成し、市町村長に提出するものとする。

(2) 市町村長は、(1)の事業実施計画をとりまとめ、事業実施計画承認申請書（別記第 3 号様式）を作成し、広域振興局長（京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町にあっては知事。以下「広域振興局長等」という。）に申請するものとする。

なお、市町村長は、事業実施計画承認申請書を申請するに当たり、事業実施主体の計画の内容を検討し、必要な指導、調整を行うとともに、あらかじめ、その内容について広域振興局長等と協議するものとする。

2 事業実施計画の承認

(1) 広域振興局長等は、1の(2)により申請のあった事業実施計画について審査し、申請内容が適当と認めるときは、事業実施計画を承認し、市町村長に対してその旨を通知するものとする。

なお、補助金の割当内示は事業実施計画の承認をもってこれに代えるものとする。

(2) 市町村長は、(1)の通知があった場合は、事業実施主体に対して事業実施計画の承認について通知するものとする。

(3) 広域振興局長等は、必要に応じて現地調査等の審査を行い、事業実施計画の内容に係る事項について修正を加え、又は条件を付して承認できるものとする。

3 事業実施計画の変更

事業実施主体が事業実施計画を変更しようとする場合は、1から2までの規定を準用するものとする。

なお、この要領に基づき変更を要するものは、要綱第 2 条の表の変更の欄に掲げる場合と同様とする。

4 補助金の交付申請

(1) 市町村長は、要綱第 3 条の規定により、承認を受けた事業の実施に要する経費について、補助金交付申請書（別記第 4 号様式）により、広域振興局長等に補助

金の交付を申請するものとする。

- (2) 事業実施主体が、要綱第4条に定める変更をしようとする場合は、市町村長は補助金変更承認申請書（別記第5号様式）により、広域振興局長等に承認を申請するものとする。

なお、変更を要するものは、要綱第2条の表の変更の欄に掲げる場合と同様とする。

5 実績報告書の提出

市町村長は、事業完了後速やかに、要綱第5条の規定により補助金実績報告書（別記第6号様式）を広域振興局長等に提出するものとする。

なお、補助期間が複数年度にわたる場合、各年度の事業完了後速やかに補助金実績報告書を提出するものとする。

6 交付決定の取消し

広域振興局長等は、事業実施主体が規則又はこの要領に違反したときは、規則第16条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

第2 実施状況の報告

市町村長は、事業完了日が属する年度の翌年度から5箇年度までの毎年度、当該年度の翌年度の6月末日までに実施状況報告書（別記第7号様式）を広域振興局長等に提出するものとする。

別記 2

第 1 事業の実施

1 事業実施計画の申請等

事業実施主体は、事業実施計画（別記第 2 号様式）を作成し、主たる集落営農組織の所在地のある市町村を管轄する広域振興局長等に計画承認を申請するものとする。

なお、事業実施主体は、あらかじめ、その内容について広域振興局長等と協議するものとする。

2 事業実施計画の承認

(1) 広域振興局長等は、1 により申請のあった事業実施計画について審査し、申請内容が適当と認めるときは、事業実施計画を承認し、事業実施主体に対してその旨を通知するものとする。

なお、補助金の割当内示は事業実施計画の承認をもってこれに代えるものとする。

(2) 広域振興局長等は、必要に応じて現地調査等の審査を行い、事業実施計画の内容に係る事項について修正を加え、又は条件を付して承認できるものとする。

3 事業実施計画の変更

事業実施主体が事業実施計画を変更しようとする場合は、1 から 2 までの規定を準用するものとする。

なお、この要領に基づき変更を要するものは、要綱第 2 条の表の変更の欄に掲げる場合と同様とする。

4 補助金の交付申請

(1) 事業実施主体は、要綱第 3 条の規定により、承認を受けた事業の実施に要する経費について、補助金交付申請書（別記第 4 号様式）により、広域振興局長等に補助金の交付を申請するものとする。

(2) 事業実施主体が、要綱第 4 条に定める変更をしようとする場合は、補助金変更承認申請書（別記第 5 号様式）により、広域振興局長等に承認を申請するものとする。

なお、変更を要するものは、要綱第 2 条の表の変更の欄に掲げる場合と同様とする。

5 実績報告書の提出

事業実施主体は、事業完了後速やかに、要綱第5条の規定により補助金実績報告書（別記第6号様式）を広域振興局長等に提出するものとする。

なお、補助期間が複数年度にわたる場合、各年度の事業完了後速やかに補助金実績報告書を提出するものとする。

6 交付決定の取消し

広域振興局長等は、事業実施主体が規則又はこの要領に違反したときは、規則第16条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

第2 実施状況の報告

事業実施主体は、事業完了日が属する年度の翌年度から5箇年度までの毎年度、当該年度の翌年度の6月末日までに実施状況報告書（別記第7号様式）を広域振興局長等に提出するものとする。